総務常任委員会会議録

1 日 時 令和4年10月7日(金) 9時55分~11時05分

2 場 所 安平町総合庁舎 議員控室

3 出席委員 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、

三浦委員、内藤委員

4 欠席委員 なし

5 委員外出席 多田議長

6 傍 聴 者 梅森副議長

7 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

会議の経過

(午前9時55分)

- ○工藤隆男委員長 おはようございます。
- ○一同おはようございます。
- ○工藤隆男委員長 時間がちょっと早いのですが、全員お揃いなので始めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。今日の議題については皆様方にお配りした資料の中に入っておりますので、その中で進めていきたいと思いますのでできるだけ早く終わりたいと思いますが、皆様方のご協力をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。
 - 3番目の事件ですが、所管事務調査です。これについては箱崎副委員長の方で非常に詳しいので、箱崎さんの方からご説明をお願いします。

○箱崎委員

皆様お忙しい中ありがとうございます。今工藤隆男委員長から詳しいという話が来ましたが私もそんなに詳しいわけではなくて、ただ子どもに関わる地域活動とか何かやっている中でこういうのが出てきたり、他に東京とかそういう所に行くとこういうCFCIではないのですが、子どもに関する権利だとか何とかそういう会議に出させていただいたところでこういうものがあるという認知ぐらいです。

早速、説明させていただきます。まずこのCFCIというのは チャイルド・フレンドリー・シティーズ・イニシアティブ。最初は Iというイニシアティブが無かったらしいですが、CFCと言って いたのですが、最後事業をやっていこうということでイニシアティ ブというところが出てきたというところになっています。これの大 本の根拠となるのが子どもの権利条約。普通でいくと子どもの権利 条約と言われるらしいのですが正式名称としては児童の権利に関す る条約ということで、皆様には資料が大量になってしまうのでお配 りはしていないのですが、このような形で子どもの権利に関する条 約というものがあります。国際連合だとか世界人権宣言だとか大き な枠組みの中で定められています。この第1条にある児童とは18歳 未満の全ての者をいうところを考えると、内藤委員が先日言われま した児童って何歳から何歳までなんだろうねというところをみると こんなところが根拠になっているかなと。全てこれを網羅していく と全部で54条あるので、これを説明しても多分私もよくわからない し、皆様にとってもなかなか理解しづらいだろうなと思いますので こちらの方で。こちらは日本ユニセフのホームページです。子ども の権利条約というのは4つの原則がありまして、このような4つの 原則で動いています。流れ的には1989年、平成元年にですね国連総 会において採択されてその翌年に発効されています。日本は平成6 年に批准した流れになっています。なぜ5年が経ってしまったのか は一部の専門家の話ではまだこの時期には日本では子どもに関する 権利だとか、そういうものに対する正しい認識が無かったのではな いかと言われています。次、同じように4つの権利。こちらも日本 ユニセフ協会のホームページから引っ張っています。生きる権利、

育つ権利、守られる権利と参加する権利があるというところがこの 権利4つに大別されていると言われています。令和4年6月15日に 国会で成立したのですが、翌年令和5年の4月1日に公布される子 ども基本法。こちらが諸外国、先進諸国の中では遅れて子ども基本 法案が通ったと言われています。ここの赤字で書いているとおり少 子化が進んで子どもの数が減少しているとか、児童虐待通報が急増 しているとか、昨今新聞にもよく報道されていますが自殺の低年齢 化、不登校の深刻化があって子どもにとって生きづらい時代になっ てきていると。というところで子どもの権利が守られるべきと。定 める基本の法律がなかったということで日本はやっと重い腰を立ち 上げて子ども基本法案が今回通ったというところです。この3つが 何故必要なのかのところで、上から子どもの課題は相互に関連して いるというところと地方自治体任せによる地域間格差があるよと。 3番目に子どもだけ権利を守る基本法が無いというところで、子ど もの基本法を作ろうとなっています。こちらの表は左からしょうが い者の権利、女性の権利、子どもの権利とあるのですが憲法でも定 められていて、しょうがい者の権利は権利条約のもとに基本法があ る。同じように女子差別撤廃条約というものが決められたその下に 男女共同参画社会基本法というものが定められています。今あるの はその赤い部分ですね。子どもの権利条約の下に何もなかったと。 これが他のヨーロッパはじめ先進諸国を筆頭にここがすぐできてと いうのが先ほどの子どもの権利条約が批准された後に法律が定まっ ていると。ただ、日本はここがずっとなかったので今回そこを作ら ないとどうやっていいのかわからないだろうというところで子ども 基本法ができたと言われています。

今度はCFCIになるのですが、今説明させていただいたこの子どもの権利条約を具現化する活動がCFCIになっていると。子どもをまちづくりの主体者、つまり大人が決めたものを子どもが守れというのではなくて子どもたちも発言する権利だったり、自分たちでこうしたいと言う権利があるんだよというのが世界的にも先ほどの基本法も含めてあるというところで今回CFCIというものに落

としていこうと。日本ユニセフの取り組みになっています。同じように子どもにやさしいまちづくり事業というのは、ここの赤字であるように子どもも社会の一員として扱われまちづくりの主体、当事者として位置づけると。特に子どもたちが有益かつ包括的にまちづくりに参加すること。どんな子も差別することなく扱われるための政策と実効性が求められると。だから、まだまだできていないというかこれからやっていかないといけないのだろうなと思われます。

世界の沿革なのですが、ここに記載のとおり先ほどいいました子 どもの権利条約採択が 1989 年ということで、1996 年にはユニセフに よって子どもにやさしいまちづくり事業CFCIを提唱されていま す。2019年にはドイツのケルンという町で子どもにやさしい世界サ ミットが開催されていまして、2022 年今現在 40 か国以上で子どもに やさしいまちというものを取り組んでいると。その2019年の子ども にやさしい世界サミットなのですが、こちらは皆様にお渡しするこ とができなかったのですが、このように世界250以上の自治体が参 加して開かれています。首長会議こちら10月17日から18日まで開 かれていまして日本でもCFCIの検証作業を実施している自治体、 こちらもその宣言に署名していますということで安平町も署名して いるという形になっています。子ども会議も開催されていて、本当 に子どもたちだけで会議を自分たちでしているということで32か国 から65名の子どもが集まって、この準備に関しては子どもたちが自 分たちで準備をして 160 か国以上の 12 万人を超える子どもたちが関 わったという報告がされています。世界のCFCIはこんな形で世 界地図を見るとこんな形で参加もしくは批准しているという取り組 みになっています。

今度は日本になります。これは一番最初は東日本大震災で取り組みがあります。これは例えば被災した子どもたちが全く遊べない。 今度は遊ぶと大人たちに怒られると。こういう悲惨な時になんでお前らは遊んでいるんだ。何を笑い声なんだって、子どもたちの笑い声、遊びが封じられたというところで、その時の取り組みとしては関東とか関西からそういう子どもの遊び場を作ろうと。子どもたち に遊んで良いんだ笑って良いんだという取り組みをされていました。 2018年日本型CFCIモデル検証作業が開始になっていて、その3 年後に安平町を含め5自治体が日本型子どもにやさしいまちづくり の事業の正式開始に入っています。12月には実践自治体として承認 されているという流れになっています。日本地図で表すとこの5つ の自治体が実践取り組みをしていくと表明しています。こちら安平 町もこのような形で実践自治体に正式に認証されたと。

今度は安平町が考えるCFCIは2022年2月の広報あびらで町の 資料にも入っていたのですが、子どもたちの意見を聞きながら進め ていきたいというところですね。子どもが当たり前に意見できるま ちづくり。これは大人たちをないがしろにするということではあり ませんということで、最後4番目に子どもにやさしいまちは皆にや さしいまちですということで一番下に例えばということで高齢者や しょうがい者やバリアフリーという言葉で子どもたちの目線で考え るとこういう方たちにもやさしいまちになるのではないかというの が今安平町が考えているCFCIの根本的な考え方です。CFCI で取り組む 10 の項目があるのですが、赤字で示させていただいたと ころが我々議員にとって近い存在になるのかなと。これ私個人の見 解なので違うよという方は当然色々考え方があると思いますが、私 はこのように考えてこっちの4つは近いのかなと思ってこのような 表示をさせていただいています。先ほど10の項目があるのですが一 番下の自治体独自の項目という所で安平町は今このようなことを考 えてやっていますと。こちらも町のホームページ、広報から引っ 張ってきているのですがこのような形でやっていると。地震をきっ かけに子どもたちの遊び場、遊ぶ機会を作ったり学校を建て直しま しょうということで進めているということで安平町の日本型子ども にやさしいまちCFCIの10番目の項目というところで進んでいま す。

子どもの参画事例ということで町田市はこのような形で市民参加型の事業評価ですね。こちらは高校生が設定した評価対象事業について市民と一緒に構成する評価人チームが担当者と議論したり事業

の問題や課題等を洗い出し評価している。その下になりますが、児 童館子ども委員会とあるのですが、こどもセンターと町田市は言う らしいのですが、そちらの運営に関する事項について調査検討する ために運営委員会を設定して運営委員会をやって子どもたちにやさ しい活動ができているのかどうかを検証する取り組みをしています。 それと右側にいきまして町田創造プロジェクト。こちらは町田の魅 力を発信して町田の未来を考える若者グループは 15 歳から 18 歳対 象としてやっています。その中で赤字で書きました若者が市長と語 る会をやっています。それとその上の町田市の基本構想、基本計画 策定への協力と。ここら辺も市長からの依頼があったということで 進められています。これが町田の若者が市長と語る会ということで いくつかの子どもセンターでこのように若者と市長が直接語り合っ て市はどんな考え方をしているのか、若者の自分たちの悩みという かこんなまちづくりをしてほしいという意見も市長と直接対話する 活動をやっています。奈良市については、奈良市の子ども会議が 2015年度からやっていまして、子どもにやさしいまちづくりについ て話し合いを行って意見をまとめ市長に提出しています。というこ とでこれは奈良市子どもにやさしいまちづくり条例というものが基 本的にあるからこのようなことができると。根拠はこの辺の条例と なっています。今度はニセコ町です。ニセコ町はまちづくり基本条 例にこどものまちづくり参加を規定しています。CFCIに取り組 む以前の2002年、20年前から子ども議会を開催して役場の議会にて こども議員が町長や教育長や役場職員に対して代表質問を行ってい るという形になっています。同じように富谷市は市長を座長として 富谷わくわくこどもミーティングを開催して子どもたちからの意見 に対して市長が一つ一つ答えていく手法をとっています。安平町に ついては先ほど報告したとおりです。今朝の新聞にもあったのです が、子どもの人権について考える一端として追分中学校が講演を開 いていたりしています。なので教育的な要素もあれば遊びという活 動もあれば人権という要素があればということで私なりの解釈とし ては子どもにやさしいまちづくりは幅広く捉えられているのだなと

いうことまでご報告させていただきますが、町としても幅広い所が あってなかなかどうやって具体的に落としていくのかが進められて いないのかなというのが私個人の考えるところです。

最後に道内で条例を制定している自治体がこのような形であります。全国では 61 自治体あるのですが、道内ではこのような市長が条例を策定しているというのが現状となっています。ということで一応私からのご報告は終わらせていただきます。では委員長お願いします。

- ○工藤隆男委員長 はい、ありがとうございました。非常に聞き慣れないことでしたので皆様方からご質問等があればお聞きしたいと思います。町内では箱崎さんが一番物事を知っているようなので、是非意見を出していただきたいと思います。
- ○小笠原委員 委員長いいですか。
- ○工藤隆男委員長 どうぞ。
- ○小笠原委員 箱崎副委員長がCFCIについての中身を縷々説明しながら子ども にまつわる基本条例の策定が必要ではないのかというような、集約さ れたものを、子どもの基本条例を作った方がいいのではないかという ことなのですかね。
- ○箱崎委員 それはずっと先の話で。何というか基本条例を作ったから子どもに やさしいまちというか子どもにとって良い町、安平町にとって良い町 になるとは私個人としては思わないのですよね。だからまず現状って どうなっているのだろうというところを知らないで条例を作ってもと いうのがあくまでもこれは私個人の考え方ですよ。だから早急にそれ を作るべきだとは私は思わないのです。
- ○小笠原委員 今の課題ってこんな酷いんだ。安平町の子どもの実態は。酷いの。

- ○箱崎委員 どういうことですか。
- ○小笠原委員 いやいや勉強しているから、こういう課題があるからこうしましょうということがあるから箱崎副委員長は言っているのでしょ。この課題って何。
- ○箱崎委員 だからそれを皆さんでこれから検証していきましょうと。私個人の 考え方になってしまうので課題は。それを総務委員会で取り上げても らって皆でそういうことを検証していきませんかというのが私の今回 の趣旨です。
- ○工藤秀一委員 はい。
- ○工藤降男委員長 工藤秀一議員。
- ○工藤秀一委員 今、資料から説明を受けて最後に具体的な例があるかなと思いますが。考え方としては子どもにやさしいまちづくりで優しくないところがどんなところにあるのかとかこの4つの権利とかで言うと、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利とあって、その生きる権利は住む場所や食べ物があって医療を受けられる、命が守られる。逆に言うとこれがこうなっていない人も中にはいるだろうし、育つ権利で言うと勉強したり遊んだりして持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できるというそういう環境にない方もいるのかもしれないし、そういう方々をどうやって町として守っていけるのかを挙げていって一つ一つ改善してほしいところなのかなとずっと思っていたのだけれども。今回具体例がないので他の町でそういった具体的な事例があって、それに対して総務委員会の中で揉んであげていくかというところなのかなと思うのですけど、そんな流れで。
- ○箱崎委員 今ここに出したのですが、こういうことをやっているというのがあ

るのですよね。ただ、今工藤委員が言われたようにどちらかというと 福祉的なところ。子どもたちの意見を吸い上げましょうと言いながら も本当に子どもたちの人権だとかそういうところをやっていこうとい う地道な取り組みになると思うのですが、そういうところのことを やっているという所はまだないと思いますね。だから、こども食堂 だったり個別にはあるのでしょうけど。それを子どもにやさしいまち づくりというところの取り組みとして、こういうことをやっています というのはちょっと私が調べた限りではないです。あるのかもしれま せんが。

- ○小笠原委員 そういうふうに言うなら。議員全体の責任問題も。
- ○箱崎委員 どういうことですか、議員全体の、
- ○小笠原委員 子どもにやさしいとか子どものためにという箱崎副委員長言っているけど、遠浅小学校のいわゆる廃校の問題について私は現地のPTAと子どもと会いましたよ。その子どもはやっぱり残してほしいと。遠浅小学校を。しょうがい者の方もいましたよ。当初は学校選択制度をやって残すという教育の方針の中で一方的に無くしておいて、それを承認した議会が今更何が子どもにやさしいのかと。箱崎議員わかってるのかい、その経緯。子どもにやさしい子どもの意見を聞きながらってわたしは実態論として聞いてきたよ、父兄にも。遠浅小学校行って。私は責められましたよ。あなたは議会の中では選択制度で遠浅小学校を残すと言ったじゃありませんかと。結局安平町の考えというのは自分たちの方針のとおりやっているだけであってお題目の子どもが住めないということにはなっていないんだって。だからそこ辺りはきちんと検証していくかい。いくのかい。
- ○箱崎委員 遠浅小のことだけではなくて、
- ○小笠原委員 いやいや一つの個別のことで。

- ○箱崎委員 そこだけやったってしょうがない。
- ○小笠原委員 個別なものでやってくれなかったらどうやっていくのしたら。
- ○箱崎委員 だから一つ一つ、
- ○小笠原委員 総体的なファジーでやったって何もならない。個別の問題をどうしていくのか実例を挙げて具体例を挙げて我々議会の対応はどうだったのか反省しながらやらなかったら進まないでしょ。全体的な子どものためにも子どものために何をするのか。そこまで突っ込んでいくのかい。
- ○箱崎委員 それは私は今こういうことを提案しているだけであって、それを決めるのは総務委員会です。
- ○小笠原委員 提案、考え方として突っ込んでやるかい。やっていくの。
- ○箱崎委員 やってもいいと思いますよ。
- ○小笠原委員 やる気はあるのかい。
- ○箱崎委員 ええ。それは私個人ですよ。
- ○小笠原委員 いやいや、あなたが提起してこれをやりたいと委員会でやっていく ならそこまで入り込んでやる覚悟があるのかいと。検証していくので しょ。
- ○箱崎委員 そうです。いや、検証するのは今回の取り組みではないですよ。検 証も含めて何を皆さんで総務委員会でできるのかなと。総務委員会で やったって無理だという意見もあるでしょうし、何かできないかなと

いう話もあるだろうし。だからそれを今回私がやって、もっと実態論とか聞きたいというのであれば次回教育委員会の担当者の方に説明してもらうとか。

- ○小笠原委員 実態論はわかっている。それが本当に子どものためにしたいという中身だったのかいと。検証しながら総務常任委員会の中で入りこんでいって議論して我々自らの反省も含めながらやっていくかい。そうしないとファジーで何が起きているこの事象をどうしていくのかをやらなかったら全体論を言ったって、こんなもの挙げたって教育委員会だって町だってちゃんとやってますよと言うよ。教育行政もちゃんとやってますって言うよ。私たちはちゃんとやっていますと言う。もちろん言わなかったら大変なことになるからね。だからこういう事象があるでしょうということを対比してくれなかったら私はダメだと思うから、そこまでやっていくのですねと確認しています。事象を挙げながらやっていくことかい。総務常任委員会で。そこまでやっていくということだよ、こういう事象が安平町の全体の子どもの中にこれだけのものが実態論を持ち出して色々なことが起きていると。しからば今の安平町の教育行政はなっていない。最終的にそこにいくよ。突っ込んでいくかい、そこまで。
- ○箱崎委員 それを総務委員会で決めていただきたいのですよ。
- ○小笠原委員 いや何を。
- ○箱崎委員 だからそこまでやるのかいという話を。私がやりますって言っても、
- ○小笠原委員 委員会の中で提起だから。この総務常任委員会のこの問題提起が あったから、どこまで方向性をもちながらやっていくのか俺たち見え てないの全然、わからないんだわ。総務委員会でどこまで突っ込んで どこをいわゆる明らかにしていくのかということが見えてきていない の方向性が。だからやるとするなら安平町の子どもの実態を含めなが

らもう一回全部突き上げて、割り出して。実態論を見ながらそれらを 含めて教育行政に対して是正なり改善を求めるという方向性で総務常 任委員会がいくという判断でよろしいですかと。

- ○箱崎委員 そこはまだ早いと思うのですよね。だからそのためにも次回でも行 政の話を聞いて、そう言っているけど実態は違うのではないかという 話とかしていったらいいのではないかと私は思いますけど。
- ○小笠原委員 いやいや箱崎さん、行政の話を聞いたって俺たち全部議員だもん聞いているでしょ。教育行政方針で全部、予算も全部聞いているでしょ。だからそれで俺たちが何を聞くのかということになってくると、我々がいわゆる実態論を引き出して、ここが問題点だとぶつけていかなかったら。だって聞いたってやっていますって言うよ。
- ○箱崎委員 だから実態論を言われるということは、実態にあるということじゃ ないのですか。
- ○小笠原委員 だから実態論をあぶりだしていく方向で行くのか。この安平町では 何が課題で子どもたちの、それをどうやって克服していくんだと総務 常任委員会の中で、という方向性でいくのかね。だからどういうふう な道筋を立てて子どもが関係する部分についていくのかがちょっと見 えてきていないので、そこ辺りきちんと。
- ○箱崎委員 そうなのです。だからこそ行政の話とかどこかに行ってみるとか、 そういうことをやって安平町ではここができていないのではないかと か、できているのではないかとか私としてはやっていきたい。その上 で照らし合わせてやっていくとか、実態論とかというところをやって いかないと、なかなか今のところここで何かを決めようと言っても決 め切らないというか。
- ○工藤隆男委員長 わかりました。総務常任委員会で何をするかということを初め

に決めていかないと。提起を受けたわけだから何らかの形で進めていきたいと思います。僕らから見ると各学校の実態調査をしていくとかしていかないと。ただこれは提起を受けただけで進んでいかない状態になるので、一応総務常任委員会の中で受けるわけだから。受けて説明を受けたわけだから、したから少しずつ進めていきましょう。実際論として今子どもがどこにいて、あんなにいてということがわからないわけだから。議論も含めて広めていくことが必要だと思います。一応総務常任委会で今の提起を受けたので前に一歩進めましょう。そうすると今何をしなければならないのかから進めていかなければ。一歩踏み出しましょう。

- ○内藤委員 いいですか。
- ○工藤隆男委員長 はい、どうぞ。
- ○内藤委員 この間の議会の時にもCFCIって鳥越さんの発言の中でおっしゃっていて。私わからなかったのですが帰って調べたらこういうことかと思ったのですが。安平町の広報にもこのことが2月号に載っていたと言われても私は全然それを見た覚えがなくて、それぐらいの認識で本当に恥ずかしかったのですが、でも唐突にCFCIとか言われてもピンとくる人がどれだけいるのだろうなと、
- ○箱崎委員 おっしゃるとおりです。
- ○内藤委員 その時に思ったので。色々なことに共通するのですが、わかりやすい説明というのはいつの時も必要ではないかなというのが。だから世の中がこの言葉を子どもにやさしいまちづくりということでこのCF CIという言葉を使っているのかもしれないのですが、いきなりそこから始まるのではなくて、もっとわかりやすい言葉で私は町民の人たちが理解できる情報を流すということがすごく大事だと思うので。そういう今の議論とはちょっとかけ離れてしまうかもしれませんが結構

そういうことって多いなというのが実感としてあって、そこは何かす ごく配慮が必要ではないかなと。これをやっていくにしても情報発信 しながらやっていくことってすごく大事だと思うのですが、そこも情 報発信の仕方は配慮することで町民の方も理解するのかなと聞いてい て思いました。

- ○工藤隆男委員長 はい、わかりました。まずはこれを提起を受けたことを前提と して、この子どもたちのまちづくり事業について具体的にどう進めて いくのかを論議しましょう。
- ○三浦委員 はい。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○三浦委員 ゴールを決めないとどう進めるか決まらないと思いますが。最終的 にどこまで持って行ってどういう到達でやって、やっていくのかということを決めないとその過程を決められないというか。
- ○工藤隆男委員長 ここに出ているでしょ。1ページ目に。子どもの権利条約4つ の原則って。
- ○三浦委員 これをするためにじゃあその一歩手前まで何をゴールに持っていくのか、小笠原委員が言ったみたいに突っ込んでやっていくのか。例えば、この子どもたちに対する予算付けがされているけれども一個一個の事業に対してどうやったかという検証をして実態を確認して、じゃあこの事業はどうだったか、今後どうしていくのか、やりたいのか。そういう具体的なことがなければ、じゃあどうするのとお手上げになってしまうかなと思うのですけど。
- ○工藤隆男委員長 確かに三浦さんが言っていることはわかるのですが、この4つ の原則を最初から求めてやると非常に難しいと思うのですよ。それを

4つを一つずつ分けて進めていくなら進んでいく要素が十分にあると 思うのですが、4つをいっぺんにやるのは非常に難しいと思うのです よ。

○小笠原委員 いや確かに委員長、4つの権利は捉え方は各々の議員皆違ってくる んだわ。私から言えば生きる権利なら町が全部お子さんのお金全部負 担すれと。いやそこは財政があるから無理だという人もいるだろうし。 育つ権利、給食費無料にしろと言っても、いやいや給食費は時期尚早 でまだだという。割れるんだわ考え方が、ファジーにいくと。だから ここで詰めていくとして4つの権利にこだわるなら生きる権利として 総務常任委員会としたらやっぱり妊婦さんにかかる問題、出産時のお 金は全額町の負担分。健保組合から出ない分は町が出していく方向で いくとか、そうでなかったら給食センターを無料にするとか。安平町 独自で3歳未満児の保育料をまず町独自で払ってやるとか、そういう 議員の意見がいっぱいあるんだわ。だからそういう意味でこれ極めて 難しい問題で捉え方によって全く違ってくる問題があるから、そこ辺 り含めてきちんとどういう方向性で子どもの権利、委員長が言われた 4つの権利に対するわが町としてどうしていくのかをきちんと方向性 を持っていくという話し合いをしていくんならいいんだよ。特に私が 言いたいのは守られる権利。これも個人情報をかなり、ここの問題は デリケートな問題で今箱崎さんが言ったように虐待も含めてあること とか、子どもにご飯も食べさせないで遊んで歩いていると言ったらお かしいけれども、食事もさせない、子どもに対してきちんとしたご飯 も食べさせてあげられないという家庭だってある。だからそこは入り 切れない問題もあるし我々自身が。だからそんな意味でどうしていく のかの問題もあるし。全体的なものを盛り込んでいくなら子ども基本 条例をとりあえず作る方向で、総務常任委会は条例化していくために 総務常任委員会としては進んでいくのか、関係市町村の条例等を見な がら条例化を出していくという方向性でいくのかって決めなかったら、 ちょっとボケちゃうので。私は箱崎さんが言ったように、早いって

言ったけど我々総務常任委員会でできると言ったらこの子どもの基本

条例の制定に向けて総務常任委員会が研究して進めていくという方向 しか出ないのかなと思っているんだ。だって教育委員会、さっき言っ たように呼んだってやっていますって、町長呼んだって町長はこの件 はちゃんとやりますって、広報あたりにも載っていますし、ユニセフ から認定された実践自治体としてやっているのだから、町長は自信を 持ってやっていますと言うよ。何言ってんだやっていない、具体的に どうなのよってなったらそれはそれぞれの議員の捉え方だから、あな たの言っていることはやってるとかやっていないとか、そんなもん総 務常任委員会でやってるやってないとか。個々の議員が一般質問の中 でやればいいことだし。だから、やるなら子ども基本条例制定に向け て総務常任委員会で研究をしていくという方向性しか出せないんじゃ ない今。作ればいいってもんじゃないけど。作ったって美辞麗句の言 葉を並べて実態論に合ってないといったら意味がないけれども、でも そういえばまちづくり基本条例もそうなんだ。本当に基本条例に基づ いてやっているのかってあるけれども、でも作ることによってきちん と方向性が見えてきているから。だからまちづくり基本条例も作って いるし、だからその方がいいんじゃないかなと。

- ○内藤委員 委員長。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○内藤委員 もしその条例を作る方向に行くとかっていうのだったら、それこそ 町民参加の、子ども参加のそういうふうな作り方。多分そういうのは 全然チャレンジしたことがないからまたそれは議論になるかもしれな いけど、色んな話で本当に町民参加の条例というのが作られてきていて、そうやって時間を掛けてやっていくことでまさにその人たちの条 例になっていくということもよその町とかから聞くと、手間はうんと かかるし私 6 月議会の時にそれを食育推進条例だったかな、そういうものを作ってほしいという時に町民参加でと言ったのですが、今の時代のことを考えるとそういうところに町民と子どもが入ってくるのは

すごく当然なことなのではないかなと思って、それをもしやるならできたらいいなと聞いていました。

- ○工藤隆男委員長 ありがとうございました。あとご意見があれば。今内藤さんから言われたこの取り組みをやっていくかやっていかないかということが課題になっていると思いますので、それを取り組むのであれば総務常任委員会として取り組むことになりますので。それをやるとここで決めるか、もしくは時期尚早として話を進めるかということになろうかと思いますけれども。
- ○箱崎委員 いいですか。
- ○工藤隆男委員長 どうぞ。
- ○箱崎委員 先ほど小笠原委員からあったように役場もやっているよという話も確かにあるかも知れないのですが、そう言いながらも一回行政は行政で今どこに悩みをもっているのかとか、逆にCFCIを進める上で、そういうものも含めて一度教育委員会になろうかと思うのですが、話だけでも聞いて、それから委員会としてどういう方向性を見出していくのかもありかなと思っているのですが。
- ○内藤委員 はい。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○内藤委員 教育委員会方向になりがちかもしれないのですが、子どもって福祉 の方の問題もすごくあって、そこは教育の方がやるなら福祉の方も話 も含めて聞いてみたいと思います。
- ○工藤隆男委員長 どちらにしてもこれも一つの考えた場合、色んな分野でもつな がりがあるから教育委員会だけではいかないと思うのですよ。やっぱ

り福祉の関係とか色々出てきますけれども、まず今の総務常任委員会 でどう進めていくかということだけを決めたいのですよね。決めるこ とで進め方も変わってきますので、今の箱崎さんから提起を受けたこ とについては進めていくということでよろしいですか。ちょっと後戻 りするのですが。それから一つ一つの部分について論議していきたい と思うのですがいかがですか。

- ○小笠原委員 何を聞くの。よくわからない。
- ○工藤隆男委員長 実際面として子どもの数はわかるよね。だから子どもの数がわかっても病気を持っている子どももいるだろうし、色んな部分があるからそのデータをいただいて皆で検討すればいいのではないかと思うのですよね。どういうふうに子どもを手助けすることができるかも含めて考えた方が。
- ○小笠原委員 いやそこまで入り込むのかい。それはある意味では個人情報だって 出せないものがあるし、なかなか難しいと思うよ。早い話が発達障害 児は何名いるのですかって聞くのかい。そんなこと聞けないでしょ俺 達。そこまで入っていけないから俺は箱崎副委員長が教育行政で何を 聞きたいのですかと、狙いが。だから悩みを聞いてくると言ったって、 悩んでいますと言うかい。俺は言わないと思うよその課題、問題点と いうのは。今ある学校内とPTAとの関係も含めてこういう課題があ りますよというぐらいで言ってくれるのかなと思うけど。だから何を 聞くのかなと。
- ○箱崎委員 いいですか。内藤さんから今ご提案いただいたように教育行政だけ じゃなくて、この子どもにやさしいまちづくりに向けて福祉も含めて 今どういう方向性で走っているのかという話をもういっぺん、これあ くまでも僕が町から色んな情報貰ったり、ネットで引っ張ったり、書 物から引っ張ったりした情報なので、本当に行政としての正しい情報 と言ったら自分を否定してしまうので。そういう情報をもう一度自分

たちで入れてこれで何をすべきかという話でもいいのかなというのが 先ほど教育行政に偏ってしまいましたが、町としてどういう取り組み をやってどういうふうにしていっているのかというところを聞いてみ てもいいのかなと思うのですけど。

それからさっき小笠原委員からご提案があったように条例案に走るのか、一つ一つ個別に一つのところに絞ってやっていくのかという話し合いを持たれてもいいのかなと私は思います。

- ○工藤隆男委員長 今箱崎さんが言われたことは重々わかるのですよね。ただ進め 方の問題もあって、そして深く入り込むことができない部分もあるの で。箱崎さんから提起を受けた問題についてどういうふうに進めるか も含めてご意見があればお聞きして全体で確認して進めていきたいと 思います。
- ○工藤秀一委員 はい。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○工藤秀一委員 箱崎さんが言うように僕らも町の方でどういうふうに進めていっているのかも状況がわからないことがありますし、その4つの権利についてもどういった実態があって、それが僕らはどこまで関わっていけるのかわからないけれど、そういうところも含めて説明を受けて、それから自分たち総務委員会としてどういったことができるかをその後でやっていけばいいのかなと思いますね。
- ○工藤隆男委員長 内藤さん、どのように考えていますか。
- ○内藤委員 こういう条例づくりというのは実を言いますと私たち安平の自然を 守る会の方で条例を作ろうと思っていて、先生を呼んで条例ってどう やって作るんだろうとか、そういう本当に基本のキを勉強しようと 思っているのです。今ここで条例と出たので皆さんもそこに来ていた

だけたらいいなと思いながら聞いていたのですが。その各課から話を聞いたことで問題の洗い出しになるかどうかはわからないのですが、でも現状はそこで知ることができると思うので。私たちが現状を知ることって大事じゃないかなと思いました。

- ○工藤隆男委員長 はい。三浦さん。
- ○三浦委員 私はさっき言ったとおりですが。ゴールさえ決めていただければ何 やっても決まると思うのでそこを決めればいいのではないかと思うの ですけどね。条例作るなら条例を作る。じゃあその条例を作るには子 どもの権利条約を基本としてそれに基づいて作っていく、じゃあ町民 を参加させると決まるだろうし、実態の洗い出しだけをしたいのだっ たらそれはそれで別な方向が見えてくることになるだろうし、という ことだと思います。
- ○工藤隆男委員長 小笠原委員。
- ○小笠原委員 聞いたら俺喧嘩になるぞ。何言ってんだお前って。
- ○三浦委員 わかります。突っ込みどころ満載だもんね。
- ○小笠原委員 足りないべやって。もっともっと金出せってなっちゃうし。中身的には俺たち議員だからそれぞれの中にきちんと条例を含めて流れを掴んでいるのだから。その中で皆三浦さんも含めてもっと給食費の問題とか出してくれって一般質問で要望しているし、内藤さんも食で地元のものを使うようにやってくれって要請をしているし。だから黙っていて聞いていろっていうなら黙って聞いていますよ私。

そういう方向性で教育委員会、健康福祉課を含めて子どもに関する 実態論として安平町はどこまでやっていくのか聞いておきたいという なら聞いてください。総務常任委員会の中で担当者を呼んで実態を聞 きますっていうならそれでいいし。ただ、私は最終的には子ども基本 条例を作ってほしいから箱崎さんが載せているような気がするんだ。 ニセコ町の出しているっていうことは、これ町としても条例は必要な んだなという考え方だからその条例に向けて勉強していくし、きちん と総務常任委員会で勉強して安平町に合った子どものための条例とい うことで、三浦さんが言ったのは最終目的はそこに持っていこうとい うなら、

- ○三浦委員 それならわかるよね。
- ○小笠原委員 方向性で行くっていうなら、
- ○三浦委員 実態含めて、最後にそこに持っていきたいというならわかる。遅い とか早いとかはないと思う。
- ○小笠原委員 じっくり考えて。条例だから。
- ○三浦委員 時間掛かるので。
- ○工藤隆男委員長 簡単にできるものではないからね。
- ○小笠原委員 でも今任期中には作っていきたいというね。総務常任委員会で提起されて今期中には作っていきたい方向性をきちんと決めて。それに向けて色んな子ども権利条例に向けてパブコメやみんな集めて聞いたり、現職の保護者の皆さんに聞いて総務常任委員会で進めていくとか。その方がいいのではないかなと。
- ○三浦委員 明確だよね。
- ○工藤隆男委員長 簡単にできるものではないので。勉強会を開いて最終的にもっていくという考え方をしていますから、だから今期あと3年度余りになりますが、その間ずっと論議をして今日明日に出すというものでは

ありませんので論議は続けていきたいと思います。問題は進め方なのですが、今は箱崎さんの方から提起を受けたものを聞きました。これをどう進めていくかも含めて皆さんと論議をしたいと思うのですが、一応条例を含めてという話を受けましたから、将来的に条例を含めて提起をするぐらいの勉強会をしていきたいと思いますので、それも含めたご意見があれば出していただければと思います。今後の問題も含めて。この問題については今すぐの問題でもありませんので、この次の常任委員会でまた意見を出していただいて、1年間論議をしてその後でも遅くはないと思いますので、

- ○小笠原委員 条例はね。箱崎副委員長が言ったように町行政、健康福祉課、教育 含めてそれぞれで理事側の話を聞きたいというなら別に、時期を局長 と意見調整しながら委員長の方でやっていつごろ聞きたいということ でやるという方向性であれば構わないですけど。
- ○工藤隆男委員長 となると例えば子どものことですから単に教育委員会だけではなくて、三浦委員が言うように課も関係しますのでそれについては進めていくということでよろしいですか。この後の進め方も含めて事務局と相談して進めていきたいと思いますけれども。簡単に結論だせる問題ではありませんので、皆様と一緒に論議をしながら進めていきたいと思いますけれどそれでよろしいですか。
- ○木林局長 委員長。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○木林局長 今のお話をまとめると、とりあえず次は町の担当の方から説明を受けて、その範囲が福祉まで入れるのかどうかわかりませんが、とりあえず話をお聞きしますと。その上で条例の制定に向けていくのか、小笠原さんが言うように大きな課題があるのでそっちに向かっていくのか、それは次回以降の話の中で。とりあえず一回話を聞いてそれを考

えていくという整理でよろしいですか。

- ○工藤隆男委員長 いいです。
- ○多田議長 はい。
- ○工藤隆男委員長 多田議長。
- ○多田議長 僕の方からちょっと。今色んな意見が出ましたけれど、ウチの行政 の方も子どもにやさしいまちづくりと行政の柱として今やっているの で行政の方でもこのこの子どもの基本条例が自分の所に無いということになれば今やっている事業の到達時期もありますから、その時期に 合わせて恐らく色々なことは考えていると思うんです。それは行政サ

が建前ですから、今意見が出たように今回は情報提供という形で勉強して基本的なことは勉強してほしいと提案だったのでしょうけど、それを先、提案者が条例制定かまだ考えていないという発言だったのでそこでみんな答えに迷ったと。基本的にはこの条例があった方がいい方向で自分たちはどうやっていくのか、その時に条例を作るということを委員会として要望しないと三浦委員が言ったように到達点が見えてこないところがあると。ですからできれば委員会として安平町にはこれが必要ですねというところから始まって、そのための調査をするのであれば教育委員会、それから健康福祉課を呼んで色々と勉強だと

イドの話ですが、委員会としては調査目的をはっきりして作業するの

標がないと基本条例を作るということがないと色んな調査、依頼もし

か現状報告だとかの調査はできるのです。それに進んでいってもっと 子どもたちの話を聞きたいということであれば、委員会として申し込

んで、それぞれの学校とか各年齢層に分けて調査することは可能だと

づらいでしょうから。説明する方も説明しづらいと思いますのでその 辺もっと考えた方がいいかなというふうに感じています。。

- ○工藤隆男委員長 今もう1時間ぐらいになるのですがフリートークの中でお話しをしていましたから。具体的にどのような進め方にするかについてまだお話をしていませんので。今フリートークの中に箱崎さんの今の提起した部分以外にも出ていますので。まずこの今の箱崎さんからいただいた子どもにやさしいまちづくり事業について、この総務常任委会の中で論議して将来的には条例を含めたもとして提起するように進めることでいかがですか。これについて反対の意見があればいただいてまた論議したいと思います。
- ○小笠原委員 いや、委員長。
- ○工藤隆男委員長 はい。
- ○小笠原委員 方向性だけだよ。作るではなくて必要ないという議員だっていると思う。理事者側もまちづくり基本条例あるから包括されてるからあえて作る必要性がないという考え方もあるだろうし。ただ、総務常任委員会については子どもに関する条例について制定に向けて研究、勉強していくという方向性。できればもしそれが全議員が一致できれば今期、任期内に作っていきたいなという方向性だけで。作ると言ったらまた生意気なことになるから、議長が言われたとおり大変な作業になってしまって皆の理事者側を含めて意見一致して作っていかなかったら進まないから。それは総務常任委会はいわゆる基本条例については基本条例という勉強をしていくと。できれば今期中に皆さん理事者側、全議員の理解が得られれば今期中に作っていきたいという願望と言ったら怒られるかもしれないけど、それしかない。
- ○工藤隆男委員長 今色々意見がでていますので、この意見についてはその後も継続審議をしたいと思います。その中で新しい方向性の違う意見も出て

くる可能性がありますので、その後論議を続けていきたいと思います ので、よろしければ次回もこの論議をしていきたいと思いますけれど もよろしいですか。

- ○小笠原委員 あと局長あれかい。基本条例、こども条例に向けて総務常任委会は 研究したいということを他の議員に伝える必要があるのかね。
- ○木林局長 もしそういうことであれば。した方がいいと思います。
- ○小笠原委員 作るというのではなくて研究していきたいという、総務常任委員以 外の他の議員には教えた方がいいでしょ箱崎さん、その方が皆ね。
- ○箱崎委員 はい、ありがとうございます。ちょっと補足説明させていただくと、ちょっと私の言い方がまずかったのですが、私は条例が必要ないという立場ではなくて。ただ、その今すぐ条例に向かってというより今回初めてというか1回目なので、そこで条例作りましょうというのではなくこういう説明をさせていただいて、次回行政だとかそういう話を聞いて条例を作っていく構成で行けるのではないかなというのが私の流れだったので、話の仕方がまずかったことはお詫びします。
- ○小笠原委員 いやいや、出ているからさ。
- ○箱崎委員 それは例ですからね。以上です。
- ○工藤隆男委員長 子どもにやさしいまちづくり事業については、今後総務常任委会の中でお話をしていきたいと思います。結論はどうなるかわかりませんが、結論というよりも、どういう方向性になるかわかりませんが、みなさんのご意見をまとめて将来的には教育側に町にこのように改善してくださいということが可能なものになればいいと思いますので、今後ともこれについては論議していうということでよろしいですか。そしたら皆さん方のご意見はこの後継続してお話するということで承

諾を得ましたので。今後ともそうするということで。

それでその他の事項で何かご意見ありますか。なければこの次の 総務常任委会の中でもこの議論をしたいと思いますので、これで1 時間経ちましたので、その他の中でご意見がなければ終わりたいと 思いますけれども。次回については今事務局と相談していつするの か含めて検討していきたいと思いますのでよろしくお願いし、また ご案内を差し上げようと思いますがよろしいですか。なければ終 わっていきたいと思います、どうもありがとうございました。

○一同お疲れ様でした。

(終了 11:05)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、安平町委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長